

債権譲渡

Ⅱ 国際私法 国際私法上、最も問題となる債権譲渡は、譲渡人と譲受人とが法律行為によって指名債権を移転させる場合である。日本の国際私法では、譲渡債権の存在、債権の譲渡性及び債権の内容などの問題は、債権自体の準拠法によるものとされる。これに対して、譲渡を債務者及び第三者に対抗するための要件は、法例12条の債務者の住所地法による。何が「確定日付ある証書」と認められるか(民施8参照)は、方式の問題として、行為地法による方式(法例8Ⅱ)が認められる。

ドイツ学説に由来する譲渡債権の準拠法説は、債務者の住所地法主義を強く批判する。しかし、債務者に譲渡に関する情報を集めて、債務者保護と公示機能を確保しようとするフランス型の対抗要件制度(民法476)を前提とすれば、国際私法規則で債務者の住所地法主義をとるのはむしろ合理的である。これに対して、債権譲渡の登記(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律2)又は公告(特定債権7)をすることにより民法上の第三者対抗要件を具備させる場合には、異なった考慮を要する。債務者が外国に住所を有する場合に住所地法によるべきだとすれば、日本法による簡易な債権譲渡の方法が利用できない。この場合は、法例10条により登記又は公告を行った地の法を所在地法として適用するか、債務者を利用しない簡易な対抗要件制度に見合った国際私法規則を設けるべきである。

[野村美明]